



鳥取県公報

平成18年 4月19日(水)
号外第84号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (304) (経営支援課)	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (305) (水産課)	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (306) (＃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (307) (＃)	4

告 示

鳥取県告示第304号

平成18年鳥取県告示第230号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成18年4月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金 金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合	農業近代化資金 金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合

	ける場合				ける場合		
(1) 規則別表 第1号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(1) 規則別表 第1号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(2) 規則別表 第2号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(2) 規則別表 第2号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(3) 規則別表 第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(3) 規則別表 第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表 第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(4) 規則別表 第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表 第5号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(5) 規則別表 第5号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表 第6号に掲げる資金		略	年0.45パーセント	(6) 規則別表 第6号に掲げる資金		略	年0.4パーセント
(7) 規則別表 第7号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント	(7) 規則別表 第7号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

鳥取県告示第305号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
 平成18年4月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
	利子補給率					利子補給率			
	漁業近代化資金 通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。） 第2条第2項第1号から第4号まで	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項	漁業近代化資金 通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。） 第2条第2項第1号から第4号まで	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる

漁業近代化 資金の種類	に掲げる 融資機関 が、同条 第1項第 1号から 第5号ま で及び第 10号に掲 げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。) に規定す る団体に 限る。) に貸し付 ける場合	者(令第 5条に規 定する団 体に限る) に貸し付 ける場合		者(同項 第10号に 掲げる者 にあって は、令第 5条に規 定する団 体を除く。) に貸し付 ける場合	第10号に 掲げる者 にあって は、令第 5条に規 定する団 体を除く。) に貸し付 ける場合	漁業近代化 資金の種類	に掲げる 融資機関 が、同条 第1項第 1号から 第5号ま で及び第 10号に掲 げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。) に規定す る団体に 限る。) に貸し付 ける場合	者(令第 5条に規 定する団 体に限る) に貸し付 ける場合		者(同項 第10号に 掲げる者 にあって は、令第 5条に規 定する団 体を除く。) に貸し付 ける場合	第10号に 掲げる者 にあって は、令第 5条に規 定する団 体を除く。) に貸し付 ける場合
1 規則別 表第1号 の1に掲 げる資金	略	略	略	略	略	1 規則別 表 1 の (1)に掲 げる資金	略	略	略	略	略
2 規則別 表第1号 の2に掲 げる資金	略	略	略	略	略	2 規則別 表 1 の (2)に掲 げる資金	略	略	略	略	略
3 規則別 表第2号 に掲げる 資金	年1.05パー セント	年0.85パー セント	年1.05パー セント	年1.05パー セント	年0.85パー セント	3 規則別 表2に掲 げる資金	年1.20パー セント	年1.00パー セント	年1.20パー セント	年1.20パー セント	年1.00パー セント
4 規則別 表第3号 に掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	4 規則別 表3に掲 げる資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
5 規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	5 規則別 表4に掲 げる資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
6 規則別 表第5号 に掲げる 資金	略	略	略	略	略	6 規則別 表5に掲 げる資金	略	略	略	略	略
7 規則別 表第6号	略	略	略	略	略	7 規則別 表6に掲	略	略	略	略	略

に掲げる 資金						げる資金					
8 規則別 表第7号 に掲げる 資金			略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	8 規則別 表7に掲 げる資金			略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
9 規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	9 規則別 表8に掲 げる資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント

鳥取県告示第306号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年4月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年2.0パーセント	略	年1.8パーセント	略

鳥取県告示第307号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年4月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.625パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.425パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年2.0パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.8パーセント	略

2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年2.0パーセント	略

2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.8パーセント	略

